

平成 29 年(2017 年) 1 月 6 日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

豊中市男女共同参画審議会
会長 榎村 久子

「第 2 次豊中市男女共同参画計画」の中間見直し並びに
新たな「豊中市DV対策基本計画」の策定について (答申)

平成 28 年 8 月 5 日付けで本審議会に諮問のあった「第 2 次豊中市男女共同参画計画」の中間見直し並びに新たな「豊中市DV対策基本計画」の策定について、別添のとおり答申します。

「第2次豊中市男女共同参画計画」の中間見直し
並びに新たな「豊中市DV対策基本計画」の
策定について（答申）

平成29年(2017年) 1月 6日

豊中市男女共同参画審議会

答申にあたって

豊中市では、第2次豊中市男女共同参画計画（平成24年度（2012年度）～平成33年度（2021年度））、豊中市DV対策基本計画（平成23年度（2011年度）～平成28年度（2016年度））に基づき、男女共同参画を推進するための施策を実施してきました。

平成28年度は、第2次豊中市男女共同参画計画の中間見直しの年度、豊中市DV対策基本計画の最終年度にあたります。市では社会情勢および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定をふまえた第2次豊中市男女共同参画計画の改定、及び配偶者暴力防止法に基づく第2次豊中市DV対策基本計画の策定を実施します。

これに伴い、「第2次豊中市男女共同参画計画」の中間見直し並びに新たな「豊中市DV対策基本計画」の策定について豊中市長から諮問を受け、これに対して当審議会として審議した意見をまとめ、答申するものです。

平成29年(2017年) 1月6日

豊中市男女共同参画審議会会長 榎村 久子

1. 第2次豊中市男女共同参画計画の見直しについて

第2次豊中市男女共同参画計画においては、計画期間内の中間見直しであるため、大枠の変更は行わず、現計画の体系に則って取組み内容を精査し改定します。また、特に基本目標4を女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画として位置づけることを求めます。

以下、基本目標ごとに当審議会の意見を示します。

<基本目標1 人としての尊厳を守る>

- ・平成24年の計画策定以降、性的マイノリティの問題は非常に大きな社会的関心事となってきました。今後はよりいっそう、性的マイノリティについての市民の理解を深めることが重要となり、あらゆる個人としての人権を尊重できるよう、市民や職員に向けた性の多様性についての学習会などの開催が望まれます。また、本計画の中で性的マイノリティについての取組みに触れる箇所には、「LGBT」という表記をあわせて記載することが望ましいと考えます。
- ・発達段階に応じ、性についての理解を深めるための指導、学習を行うことについては、望まぬ妊娠による中絶、出産をなくすため、避妊方法の周知などを含めた性教育の積極的な展開を期待します。

<基本目標2 男女共同参画の意識を育む>

- ・男性、特にいわゆるサラリーマンである勤労所得者層は、一般的にそれ以外の層と比べて行政からの情報に接する機会が少ない傾向にあり、実際に「すてっぷ」の知名度も女性よりも男性のほうが低いというアンケート結果が出ています。今後は、男性へ向けた情報発信の方法や媒体について、よりいっそうの工夫が期待されます。
- ・男女共生教育の推進においては、小学校や中学校における両性の平等な取扱いのみに留まることなく、児童や生徒が男女平等に根ざした将来像やキャリアパスが描けるよう、指導の際に配慮することが望まれます。進路指導においても、たとえば男性が理系、女性が文系などに偏ることのないよう、教職員や保護者への意識づけ、理解の浸透を図る必要があります。性別にとらわれず、自らの意思で進路や職業、生き方を選択することで、各人の能力が十分に発揮されることが可能となります。
- ・広報、啓発活動については、情報化社会の進展をふまえ、新たなメディアを含めた多様な媒体による情報発信の検討が期待されます。

＜基本目標3 女性のエンパワーメントを支援する＞

- ・性別にかかわらず、すべての人には、組織の中での意思決定過程へ参画するために必要となるマネジメント能力を備えるため、学習の機会が提供されることが望まれます。従来の教育機関や職場においては、女性には十分な機会が与えられないこともありましたが、そのような背景をふまえ、より積極的に、幅広い人が学ぶことのできる機会となる場を設け、学習の意思、意欲のある全ての女性がそれを可能にすることが望まれます。
- ・引きこもりやニート、高齢者、障害者など、個々に対象を限定することなく、幅広い人々に対するエンパワーメントの支援が必要となります。現在、生きづらさの要因は複合的となり、多様化しています。今後の行政機関にはセーフティネットとしての役割と共に、それぞれの人々が自ら持つ力を十分に発揮できるよう、柔軟な支援が求められます。
- ・過去の震災の経験などから、男女共同参画の視点を取り入れた防災、災害対応の必要性はますます強く認識されるようになっていきます。異性では気づきにくい、それぞれの性別に配慮した防災や災害対応のために、男女それぞれの声が届きやすい政策・方針決定の場が必要です。また、平時における自主防災活動や啓発、訓練の場においても、女性を含めた地域住民全体による取り組みが必要です。

＜基本目標4 あらゆる分野への男女共同参画を推進する＞

- ・女性の継続就業を阻む要因としては、性別役割分業意識、出産、育児、介護などさまざまなものが存在していますが、マタニティ・ハラスメントもそのうちの一つです。働き続けやすい雇用環境促進のための啓発・情報提供に関する主な取り組みとして、働く場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントだけでなくマタニティ・ハラスメントの啓発、情報提供についても言及することが求められます。
- ・男女共同参画を阻害する慣行の見直しなどについては、市役所や家庭、地域、職場だけにとどまらず、学校教育の場においても実施される必要があると考えられます。特に、男、女という枠組みを合理的な理由なく多用していないか、現行の慣習を当然と考えることなく常に見直しを行うことは、慣習が次の世代へ引き継がれることを防ぐだけでなく、教育を受ける児童生徒の男女共同参画意識の醸成にも深くかかわることにつながります。
- ・女性活躍推進法に基づき、市においても女性活躍推進計画を定め、それに則った取り組みの推進が重要となります。市職員においては管理職への女性の積極的な登用、男性職員の育児休暇の取得促進などに取り組み、もって民間企業で働く人へ向けてのロールモデルを示すことが望まれます。
- ・女性活躍推進法の趣旨もふまえ、事業所における意思決定過程への女性の参画拡大を推進することが重要です。具体的には、グッドプラクティス（先駆的な企業の事例）の提供やメッセージ（方針）の発信などが考えられます。

2. 第2次豊中市DV対策基本計画の策定について

第2次豊中市DV対策基本計画においては、配偶者暴力防止法が平成25年度の法改正以来大きな動きがないことをふまえ、現計画の5つの基本的方向からなる施策体系を維持しつつ、現計画を補強する観点で策定します。以下、基本的方向ごとに当審議会の意見を示します。

<基本的方向1 DVを許さない社会づくり>

- ・市では、市広報誌やホームページなどの各種広報媒体を活用してDVを防止するための予防啓発をすすめています。しかし、「DVとは何か」という認識が市民で深まっているとはいえない状況にあると思われます。また、自分の状況をDVと認識していない潜在的な被害者も多数存在する可能性もあることから、今後もより一層の普及啓発を進めていくことが必要と考えます。その際には子どもから高齢者にいたるまで各世代に浸透するような効果的な周知方法を検討していくことが必要と考えます。
- ・男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を根絶するためには、若年層からの教育や啓発が重要です。学校園(所)において人権教育を進めています。しかし、お互いの人権を尊重し、「パートナーシップにおいて、支配関係があるのは不平等であり、平等な関係を結ぶべきもの」ということを理解できる教育体制の充実を図ることが必要と考えます。

<基本的方向2 安心して相談できる体制づくり>

- ・被害者が適切な支援を受けるためには、被害者が安心して相談できる体制が不可欠となります。「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート(平成27年度実施)」では、被害女性の半数は相談していないこと、相談先についても「家族や親族」「友人・知人」などの身近な人が多いことから、被害者の身近な人が被害者を相談窓口へ繋げられるような対策が必要と考えます。
- ・DVによる被害者は女性だけでなく、男性の場合もあります。配偶者暴力相談支援センター設置が必要であり、様々な状況の被害者に対応するため、市において被害者の保護に対する取組みの充実を図ることが必要と考えます。
- ・DV相談の内容は複雑化してきており、相談担当者のスキルアップはこれまで以上に求められている状況にありながら、被害者に対応する相談担当者にも心理的な負担がみられる場合があります。そういった、相談員などの職員に対して、心身への影響に関する研修を検討することが必要と考えます。

<基本的方向3 緊急時における安全の確保>

- ・緊急時の一時保護施設においては、被害者が男性、外国人、障害者、高齢者などの場合受け入れが難しいことがあります。そういったさまざまな人に対しても対応ができるよう、市から大阪府に対して、受け入れ施設の対応拡大について要望していくことが必要です。
- ・緊急の保護が必要とされる場合において、迅速かつ円滑に被害者に安全を提供するためには、各機関における受入体制の整備・充実が必要と考えます。そのため、大阪府や警察、消防、病院など関係機関との連携をより一層強化していくことが望まれます。

<基本的方向4 自立支援の充実>

- ・DV相談や一時保護に関して、被害者の個人情報、漏えいがあった場合には被害者に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、特に慎重に取り扱う必要があります。市では支援措置対象者であるDVやストーカー行為などの被害者の情報管理の徹底を図っていますが、いわゆるマイナンバー制度が導入され、今後も被害者に関する情報が漏えいする可能性は否定できません。情報漏えいを防止し、被害者の安全を確保するためにも、支援措置対象者の情報管理を適正に行うことが必要です。
- ・被害者同士が被害体験や悩みを語り合い、ともに支え合う場があることは、被害者の孤立防止にもつながり、また、被害者自身が自立していくうえで重要であると考えます。今後は当事者同士で形成される自助グループを支援し、被害者同士で交流できる場を作っていく取組みも望まれます。
- ・DV被害は被害者本人のみならず、同伴する子どもにも多大な影響を与えており、児童虐待防止法では、子どもの目の前で起る「面前DV」は児童虐待にあたると定義しています。面前DVを経験した子どもへの支援を、生活面や心理面などから継続的に行っていくことは、将来のDVを予防することへも繋がっていくと考えます。面前DVを経験した子どもに対して子どもの相談窓口の情報提供を行うことや、学校生活を支援するための教育委員会との連携などを通じて、子どもへの支援を行うことが必要であると考えます。

<基本的方向5 関係機関・民間団体との連携・協力>

- ・被害者の保護と自立支援を安全かつ円滑に行うためには、大阪府や他市町村、医療機関や民間団体がお互いの役割や取組みについて理解し、認識することが重要です。市ではこれまで、DV防止ネットワーク会議などを通じて関係機関の連携を図っていますが、課題の共有や顔の見える関係づくりをより進めていくことが重要です。
- ・DVを防止するための取組みは、公的機関だけで対応できるものではありません。民間団体や地域の事業所との連携を図り、社会全体で、それぞれの社会資源を活用したDV予防に関する取組みをすすめることが必要です。